

平成21年度地下水質概況調査結果について

1 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く151区画(群馬県99、前橋市14、高崎市17、伊勢崎市9、太田市12)の井戸について、地下水質の調査をしました。

なお、この調査は水質汚濁防止法第16条第1項による「水質測定計画」に基づいて平成元年から毎年実施しています。

2 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数		調査項目	調査実施時期
群馬県	99	48	3項目(注1)	11月
		26	13項目(注2)	
		25	26項目(注3)	
前橋市	14	27項目(注4)		
高崎市	17	26項目(注3)	12月	
伊勢崎市	9			
太田市	12	10		13項目(注2)
		2		

(注1)3項目とは、次のとおり。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(注2)13項目とは、(注1)の3項目に次の10項目を追加した項目です。

カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ふっ素、ほう素

(注3)26項目とは、(注2)の13項目に次の13項目を追加した項目です。

全シアン、六価クロム、総水銀、アルキル水銀(総水銀が検出された場合のみ)、PCB、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

(注4)27項目とは、(注3)の26項目にEPNを追加した項目です。

3 調査結果(別表参照)

調査を実施した151本の井戸のうち、23本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。その他の調査項目で環境基準の超過はありませんでした。

4 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました

5 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場に対する有害物質の適正な取扱い及び地下浸透防止の指導を実施しており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

ウ 生活排水関係

「群馬県污水処理計画」に基づき、地域の実情に即した生活排水施設の整備を進めています。

別 表

平成21年度地下水概況調査環境基準超過一覧

井戸番号	所在地	項目	濃度 mg/l	環境基準 mg/l
5-21	前橋市 粕川町稲里	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	24	10
28-16	玉村町 八幡原		28	
30-11	桐生市 新里町新川		37	
32-6	桐生市 梅田町一丁目		11	
38-21	伊勢崎市 市場二丁目		14	
40-21	伊勢崎市 八寸町		15	
43-21	伊勢崎市 境上湊名		26	
47-21	太田市 藪塚町		14	
48-21	太田市 大原町		23	
51-21	太田市 新田大根町		14	
55-21	太田市 世良田町		37	
66-21	渋川市 北橋町小室		14	
71-21	高崎市 吉井町馬庭		16	
78-21	藤岡市 矢場		12	
82-21	富岡市 宇田		35	
84-21	甘楽町 造石		12	
85-21	富岡市 神成		12	
86-21	富岡市 内匠		15	
90-13	安中市 下後閑		11	
101-21	東吾妻町 郷原		16	
125-21	沼田市 屋形原町		15	
128-15	昭和村 川額	12		
134-3	板倉町 除川	13		

(参考)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の過去10年間の環境基準超過状況

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
調査実施数	151	151	151	151	105	88	88	151	151	151
基準超過数	45	39	42	36	29	12	17	29	27	23
超過率(%)	29.8	25.8	27.8	23.8	※(27.6)	※(13.6)	※(19.3)	19.2	17.9	15.2

※全151地点での調査でないため、参考値です。